

**ご検討・お申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。**

「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。

この書面の表記について	この「商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。
日経平均株価、S&P 500® NASDAQ-100®について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「日経平均株価」（日経平均）に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社はこの商品を保証するものではなく、この商品について一切の責任を負いません。</li> <li>●S&amp;P®は、S&amp;P Globalの一部門であるStandard &amp; Poor's Financial Services LLC（「S&amp;P」）の登録商標です。この商品は、S&amp;Pおよびその関連会社によって支持、保証、販売、または販売促進されているものではありません。この商品について、S&amp;Pおよびその関連会社は、一切の責任を負いません。</li> <li>●NASDAQ-100®は、Nasdaq, Inc.（以下、その関連会社を含めて「Nasdaq」と総称します。）の登録商標です。この商品は、Nasdaqが引受、推奨、販売、または宣伝するものではありません。Nasdaqは、この商品に関していかなる保証を行わず、いかなる責任も負いません。</li> </ul>
生命保険契約者保護機構について	<p>保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額、死亡給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の年金額、死亡給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。</p> <p><b>生命保険契約者保護機構</b>          TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時          ホームページアドレス <a href="https://www.seihohogo.jp/">https://www.seihohogo.jp/</a></p>
生命保険募集人について	<p>生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。</p>
ご留意いただきたい事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては本商品をお申込みいただけない場合があります。</b></li> <li>●<b>この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。</b></li> </ul>
お問い合わせについて	<p><b>ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター</b>          商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。  <b>外貨建商品専用ダイヤル ☎0120-001-262</b>          受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00          ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。</p>

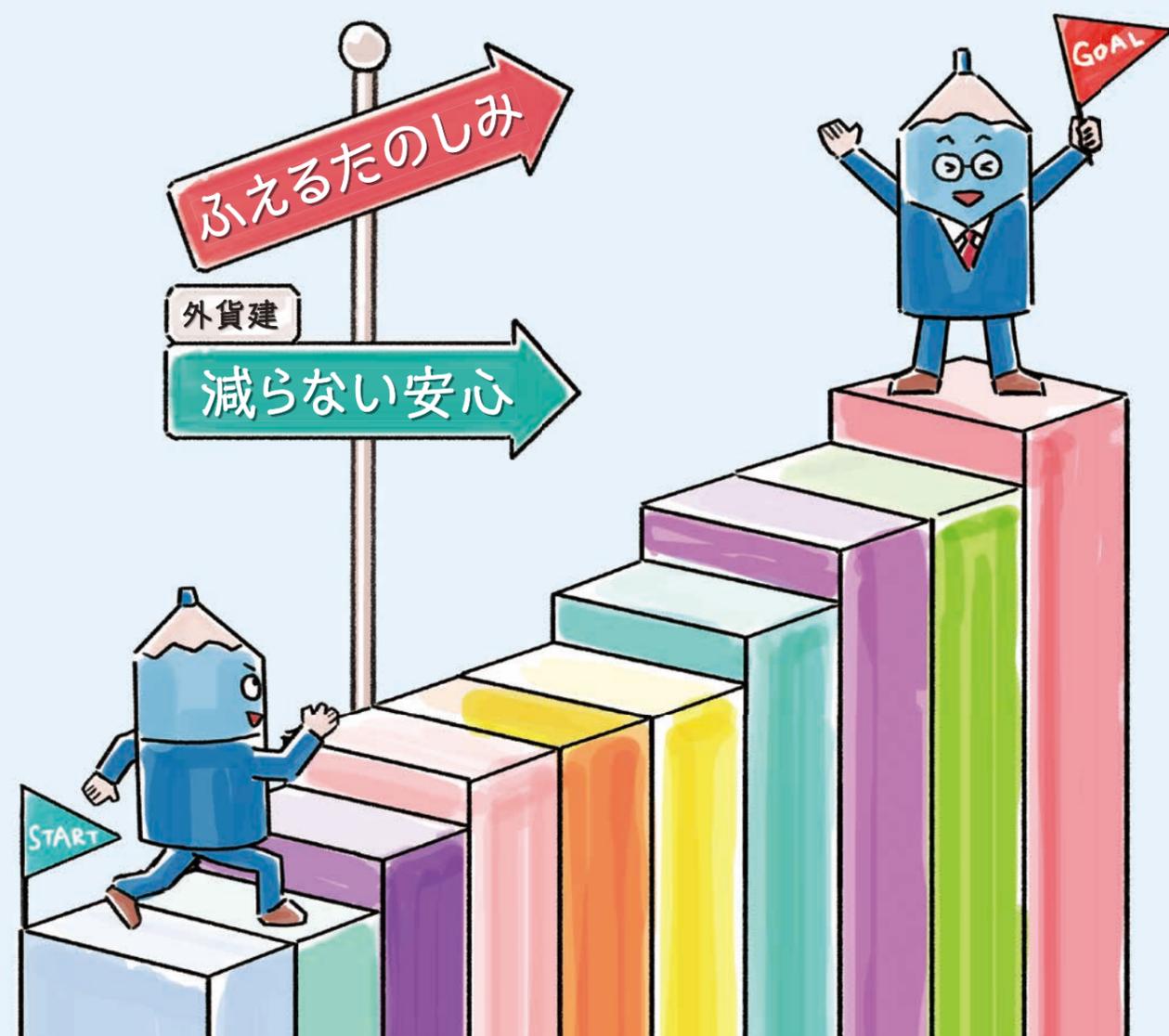
〔引受保険会社〕  
**ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社**  
 〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1  
[www.nw-life.co.jp](http://www.nw-life.co.jp)

〔募集代理店〕  
**野村証券株式会社**  
 取扱者（生命保険募集人）



# ニッセイ・ウェルス ステップアップ年金 〈外貨建〉

指数連動型年金特約付指定通貨建個人年金保険



**!**

- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
- 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。

詳細は、「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」をご確認ください。

〔引受保険会社〕  
**ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社**

〔募集代理店〕  
**野村証券株式会社**

～ふえるたのしみと減らない安心～

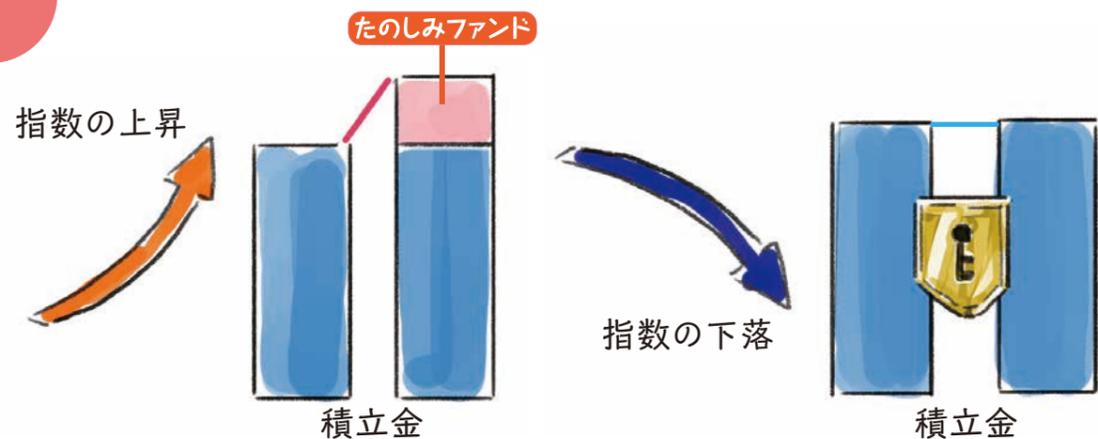
ステップアップ年金は、  
マーケットにおける指数の動きに応じて  
毎年計算される **たのしみファンド** によって、  
積立金をふやすことができる  
外貨建の定額年金です。



ふえるのに、  
減らない?!  
そんな商品が  
ホントに  
あるの?!

魅力的な**3つ**の特徴をご説明します。

魅力  
1



指数が上昇すると  
**たのしみファンド**が  
加算されて**積立金**が  
ふえます。

指数は、  
日経平均株価 S&P 500® NASDAQ-100®  
から選択いただけます。



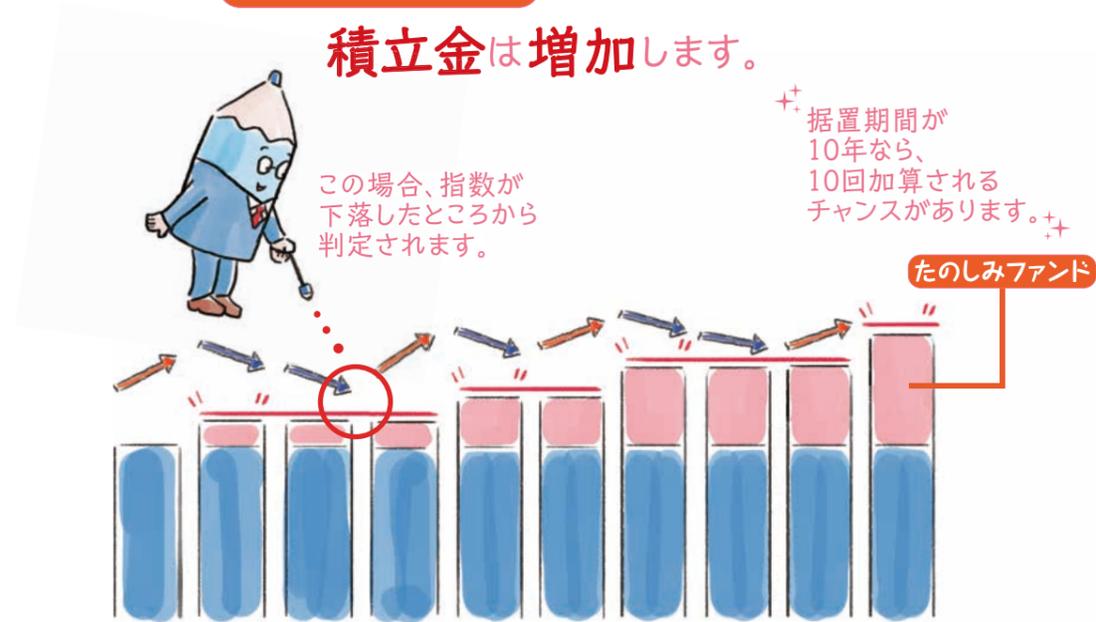
指数が  
下落しても  
**積立金**は  
指定通貨建て  
減りません。

魅力  
2

指数の変動は1年ごとに前年比で判定するので  
据置期間中、**1年でも上昇局面**があれば

**たのしみファンド**が加算され

**積立金**は**増加**します。



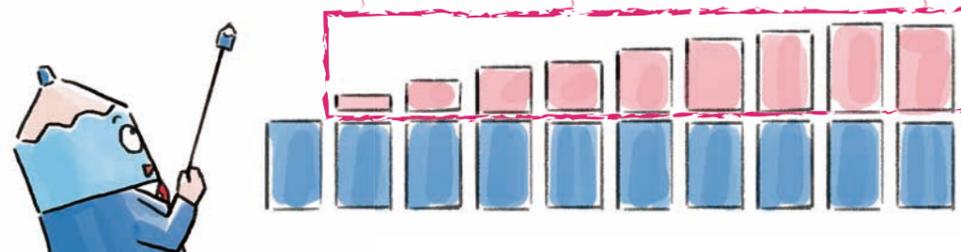
魅力  
3

たまった **たのしみファンド** は  
いつでも引き出せます。

例えば、お孫さまの  
入学祝いにも。

海外旅行も  
いいですね。

ご自宅の  
リフォームにも  
使えますね。



# 商品のしくみ

1

指数は、



日経平均株価 S&P 500® NASDAQ-100®

から選択いただきます。

指数の上昇(下落)は、1年ごとに判定します。

2

連動率とは、



たのしみファンド

割合のことです。

連動率は毎年変わります。

指数の上昇を  
に反映できる

3

ステップ率とは、指数の上昇率に  
連動率を乗じた値です。



たのしみファンドは、この値に基本給付金額を乗じた金額となります。

【イメージ図】  
据置期間10年の場合

積立利率は一定

積立利率に応じた一時払保険料に対応する毎年の利息は積み立てられるのではなく、毎年、1年満期のコールオプションの購入に充てられます。

指数の上昇(下落)率	連動率	ステップ率
39% 上昇	20%	7.8%
16% 上昇	25%	4.0%
3% 下落	20%	0%
18% 下落	15%	0%
21% 下落	15%	0%
52% 上昇	25%	13.0%
9% 下落	20%	0%
12% 上昇	15%	1.8%
3% 下落	20%	0%
16% 上昇	25%	4.0%

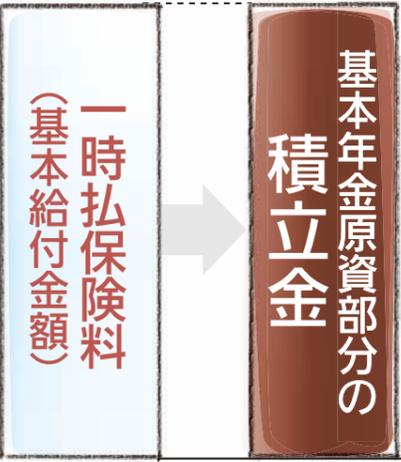
マイナスの場合は0%となります

ふえた  
たのしみファンドは、好きな時に引き出せるよ。



一時払保険料比  
**130.6%**

契約初期費用はかかりません



**たのしみファンド 計算例**  
【基本給付金額: 10万米ドルの場合】  
ステップ率 基本給付金額 たのしみファンド  
7.8% × 10万米ドル = 7,800米ドル

指数は下落ですが、積立金は指定通貨建てで減少しません。

たのしみファンドって、こんなにふえちゃうの!!

たのしみファンドの総額  
(指数連動年金原資部分の積立金)

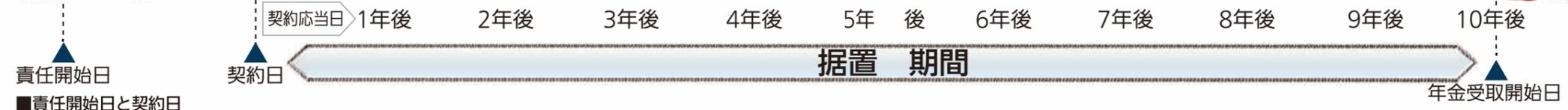
年金原資

☑ 選べる受取方法

- 一時金で受取る
  - 一時金
- 確定年金で受取る
  - 年金 年金 ... 年金 年金
- 外貨終身保険に移行する
  - 終身保険

☑ 選べる通貨

- 指定通貨で受取り
  - 米ドル (USA)
  - 豪ドル (AUS)
- 円で受取り
  - 円 (JPN)



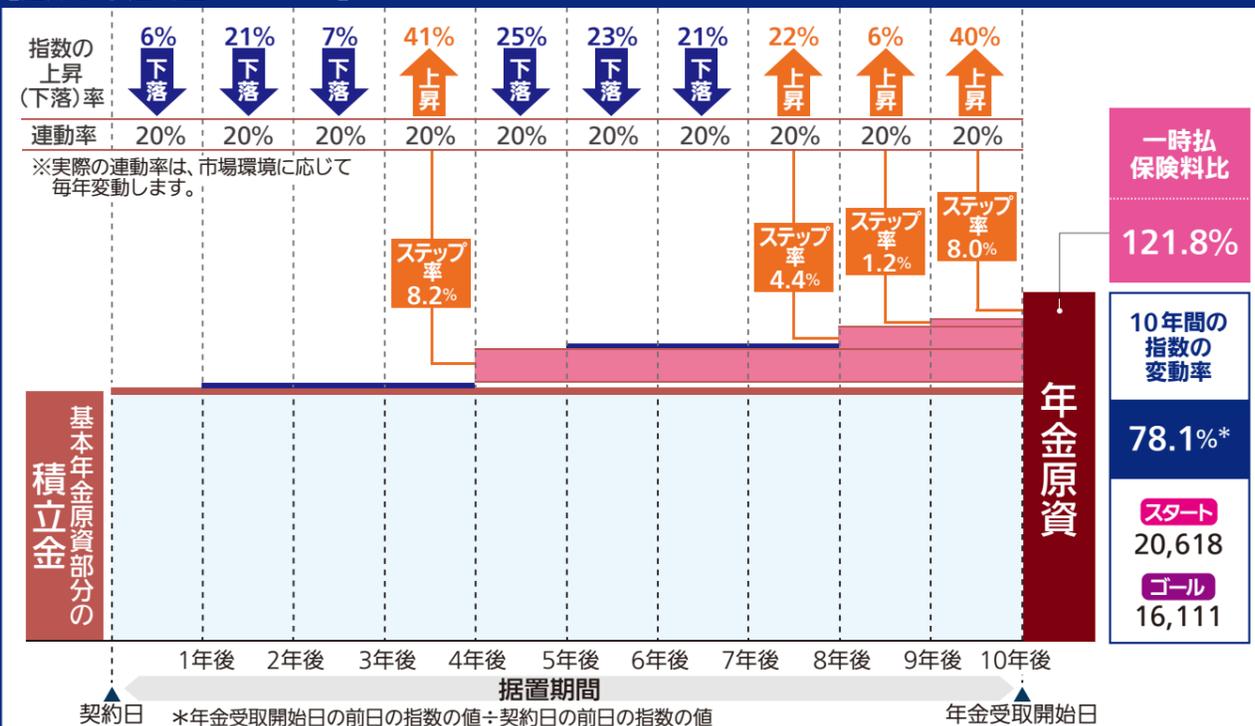
責任開始日とは、ニッセイ・ウェルス生命がご契約をお引き受けすることを決定(承諾)した場合、一時払保険料(相当額)を受取った日を指します。契約日は、責任開始日に応じて定まります。くわしくは11ページをご覧ください。

**⚠ ご注意** 上記の指数の上昇(下落)率や連動率は、この商品のしくみを説明するための設例であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。また、数値については表示未満の端数を切り捨てて表示しています。

**⚠ ご注意** この保険のリスクと費用について  
 ・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。  
 ・この保険にかかる費用は、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要な費用、解約・減額時にご負担いただく費用(解約控除)の合計額です。くわしくは12ページをご覧ください。

## ▼ 指数の変動と たのしみファンド の加算のイメージ

【指数が下落局面のイメージ】1996年～2005年の年始と年末の日経平均株価を契約当日の前日と仮定した値を基に作成



### 10年後の指数が下がっているのに、ステップアップ年金がふえているのはなぜ?

1996年から2005年の10年間に、日経平均株価指数は78.1%に下がっています。一方で、ステップアップ年金に同一期間、同一指数で加入していた場合で試算すると、年金原資は一時払保険料比で121.8%にふえています(連動率は20%と仮定しています)。

**ポイント1 たのしみファンド の計算を1年ごとに行います**

ステップアップ年金は、たのしみファンド の計算を1年ごとに前年比で行います。例えば1回目の判定時に指数が下落した場合、たのしみファンド は加算されませんが、2回目の指数のスタートは、その下落したところからスタートになりますので、再びふえるチャンスがあります。上記の試算例ですと、10回の判定のうち6回下落し、4回上昇しているため、たのしみファンド が4回加算されており、年金原資がふえています。

**ポイント2 指数が下落しても、積立金や たのしみファンド は減りません**

ステップアップ年金は、指数が下落しても積立金は指定通貨建てで減りません。また、加算されたたのしみファンド はその後の指数の上下にかかわらず、指定通貨建てで減ることはありません。

【ふえるしくみのイメージ図】

※基本年金原資部分

指数は以下の3種類から選択いただきます(ご契約後の変更はできません)。

- 日経平均株価** 東京証券取引所プライム市場に上場する株式のうち225銘柄を対象として算出。東証株価指数(TOPIX)と並んで日本を代表する株価指数。
- S&P 500®** アメリカ合衆国の指数算出会社であるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が算出しているアメリカの代表的な株価指数。
- NASDAQ-100®** アメリカ合衆国のナスダック市場に上場する金融セクター以外の銘柄のうち、流動性が高く時価総額の高い上位100銘柄によって算出される株価指数。

### 【ご参考】各指数の1年ごとの上昇率(過去30年)

西暦(年)	日経平均株価				S&P 500®				NASDAQ-100®			
	年始	年末	上昇率(%)	騰落	年始	年末	上昇率(%)	騰落	年始	年末	上昇率(%)	騰落
1992年	23,801	16,924	-28.8%	↓	417	438	5.0%	↑	336	359	6.8%	↑
1993年	16,994	17,417	2.4%	↑	435	468	7.5%	↑	356	397	11.5%	↑
1994年	17,783	19,723	10.9%	↑	467	459	-1.7%	↓	401	404	0.7%	↑
1995年	19,684	19,868	0.9%	↑	460	615	33.6%	↑	399	576	44.3%	↑
1996年	20,618	19,361	-6.0%	↓	617	753	22.0%	↑	563	826	46.7%	↑
1997年	19,446	15,258	-21.5%	↓	747	970	29.8%	↑	853	998	16.9%	↑
1998年	14,896	13,842	-7.0%	↓	966	1,231	27.4%	↑	1,006	1,810	79.9%	↑
1999年	13,415	18,934	41.1%	↑	1,228	1,464	19.2%	↑	1,854	3,683	98.6%	↑
2000年	18,542	13,785	-25.6%	↓	1,402	1,320	-5.8%	↓	3,507	2,341	-33.2%	↓
2001年	13,691	10,542	-23.0%	↓	1,333	1,161	-12.9%	↓	2,460	1,621	-34.1%	↓
2002年	10,871	8,578	-21.0%	↓	1,172	879	-25.0%	↓	1,675	989	-40.9%	↓
2003年	8,713	10,676	22.5%	↑	929	1,109	19.3%	↑	1,061	1,470	38.5%	↑
2004年	10,813	11,488	6.2%	↑	1,123	1,213	8.0%	↑	1,501	1,623	8.1%	↑
2005年	11,437	16,111	40.8%	↑	1,183	1,248	5.4%	↑	1,563	1,645	5.2%	↑
2006年	16,361	17,225	5.2%	↑	1,273	1,418	11.3%	↑	1,695	1,756	3.5%	↑
2007年	17,353	15,307	-11.7%	↓	1,418	1,478	4.2%	↑	1,792	2,107	17.5%	↑
2008年	14,691	8,859	-39.6%	↓	1,411	890	-36.9%	↓	1,963	1,201	-38.8%	↓
2009年	9,080	10,546	16.1%	↑	934	1,126	20.5%	↑	1,274	1,878	47.4%	↑
2010年	10,654	10,228	-3.9%	↓	1,132	1,257	11.0%	↑	1,886	2,225	17.9%	↑
2011年	10,380	8,455	-18.5%	↓	1,276	1,257	-1.4%	↓	2,270	2,277	0.3%	↑
2012年	8,560	10,395	21.4%	↑	1,277	1,402	9.7%	↑	2,329	2,606	11.8%	↑
2013年	10,688	16,291	52.4%	↑	1,466	1,841	25.5%	↑	2,724	3,570	31.0%	↑
2014年	15,908	17,450	9.6%	↑	1,826	2,080	13.9%	↑	3,526	4,282	21.4%	↑
2015年	16,883	19,033	12.7%	↑	2,002	2,063	3.0%	↑	4,110	4,652	13.1%	↑
2016年	18,450	19,114	3.5%	↑	2,012	2,238	11.2%	↑	4,497	4,863	8.1%	↑
2017年	19,594	22,764	16.1%	↑	2,270	2,673	17.7%	↑	4,937	6,396	29.5%	↑
2018年	23,506	20,014	-14.8%	↓	2,723	2,485	-8.7%	↓	6,584	6,285	-4.5%	↓
2019年	19,561	23,656	20.9%	↑	2,531	3,221	27.2%	↑	6,422	8,709	35.6%	↑
2020年	23,204	27,568	18.8%	↑	3,246	3,727	14.8%	↑	8,848	12,843	45.1%	↑
2021年	27,258	28,906	6.0%	↑	3,700	4,793	29.5%	↑	12,694	16,491	29.9%	↑

年始: その年の最初の営業日の終値 年末: その年の最終の営業日の終値

※上記の値は、表示未済を切り捨てて表示・計算しています。

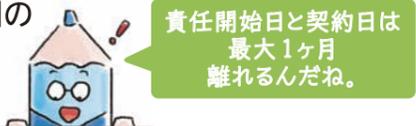
【出所】Bloombergのデータをもとにニッセイ・ウェルス生命が作成

**⚠ ご注意** 上記の指数の上昇(下落)率や連動率は、この商品のしくみを説明するための設例であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。また、数値については表示未済の端数を切り捨てて表示しています。

**⚠ ご注意** 上記の表は、過去の参考指数に基づき作成したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。また、各種情報につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。ニッセイ・ウェルス生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。

毎年の契約応当日の前日の指数が、前年の契約応当日の前日の指数より上昇した場合、**たのしみファンド** が加算されます。

【スケジュールのイメージ】



	確定する数値など				責任開始日 ※積立利率適用期間	日付例	
	指数 (変動)	連動率 (変動)	たのしみファンド (変動)	積立利率 (固定)		【前半】 1/1~1/15	【後半】 1/16~1/31
契約時	スタート 1回目				契約日前日 (休業日除く)	1/31	2/15
		連動率 1回目			契約日	2/1	2/16
1年後	ゴール スタート 1回目 2回目				契約応当日 前日 (休業日除く)	翌年 1/31	翌年 2/15
	2年目へ	連動率 2回目	たのしみファンド 1回目	変更なし	契約応当日	翌年 2/1	翌年 2/16

✉ 毎年の連動率やたのしみファンドの金額は、確定後にニッセイ・ウェルス生命より郵送でお知らせします。

📄 連動率や積立利率は、ニッセイ・ウェルス生命ホームページでも確認できます。

## たのしみファンドの計算方法



\*1 各契約応当日前日末においてニッセイ・ウェルス生命が取得できる最新の終値となります。ただし、計算の対象となる契約応当日前日がニッセイ・ウェルス生命の休業日の場合には、その直前の営業日末において、取得できる最新の終値となります。  
\*2 計算に適用される指数の上昇率は、上限は設定なし、下限は0%となります。

- 連動率は、指数の上昇を **たのしみファンド** に反映させる割合のことをいい、契約日および毎年の契約応当日ごとに設定されます。  
※ 連動率は、「積立利率÷コールオプション料を想定元本で割った率」により計算されます。「想定元本」とは、オプション取引で実際に受け渡される金額を計算するための想定上(名目上)の元本のことをいいます。
- この保険は、コールオプションでの運用を前提としており、市場環境を反映した取引価格に基づき定まるコールオプションの価格が毎年変動することから、連動率も毎年変動します。毎年の連動率は、契約日および毎年の契約応当日を迎えた後に、書面によって通知します。
- ステップ率は、連動率を用いて計算されるため、多くの場合、指数の上昇率を下回ります。



ご注意

据置期間中、一度も毎年の指数が上昇しなかった場合、たのしみファンドが一度も加算されず、年金原資額は一時払保険料相当額(基本給付金額)となります。その場合、為替相場の変動により、一時払保険料の契約時の円換算額を下回ることがあります。

## ▼積立利率について

- 積立利率は、責任開始日ごとに毎月2回(1日～15日、16日～末日)設定されます。
- 契約日時点の被保険者年齢に対応する積立利率が適用されます。契約日は、責任開始日に応じて翌月の1日または16日となることから、申込日時点や責任開始日時点の年齢による積立利率と異なる場合があります。

※ 責任開始日とは、ニッセイ・ウェルス生命がご契約をお引き受けすることを決定(承諾)した場合、一時払保険料(相当額)を受取った日を指します。

- 積立利率に応じた一時払保険料に対応する毎年の利息は積み立てられるのではなく、毎年、1年満期のコールオプションの購入に充てられます。

## ▼市場価格調整について

市場価格調整とは、解約払戻金の受取の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。

ご契約時点よりも**市場金利が高くなる**と**資産価値は減少**し、一方、ご契約時点よりも**市場金利が低くなる**と**資産価値は増加**する性質があります。したがって、解約払戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。

## ▼解約払戻金額について

年金受取開始日前であればいつでも、解約(減額)をして解約払戻金を受取ることができます。解約払戻金額は、解約計算基準日における次の金額となります。

$$\text{解約払戻金額} = \text{基本年金原資部分の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) - \text{基本給付金額} \times \text{解約控除率} + \text{たのしみファンドの総額} - \text{解約控除額}$$

契約日から最長10年間は、契約日から解約・減額の計算基準日までの経過年数に応じた解約控除を基本年金原資部分の積立金から差し引きます。解約控除率は経過年数に応じて**7.0%~0.7%**となります。契約日から1年間の解約控除率を最大とし、経過年数を重ねるごとに逓減します。

くわしくは「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

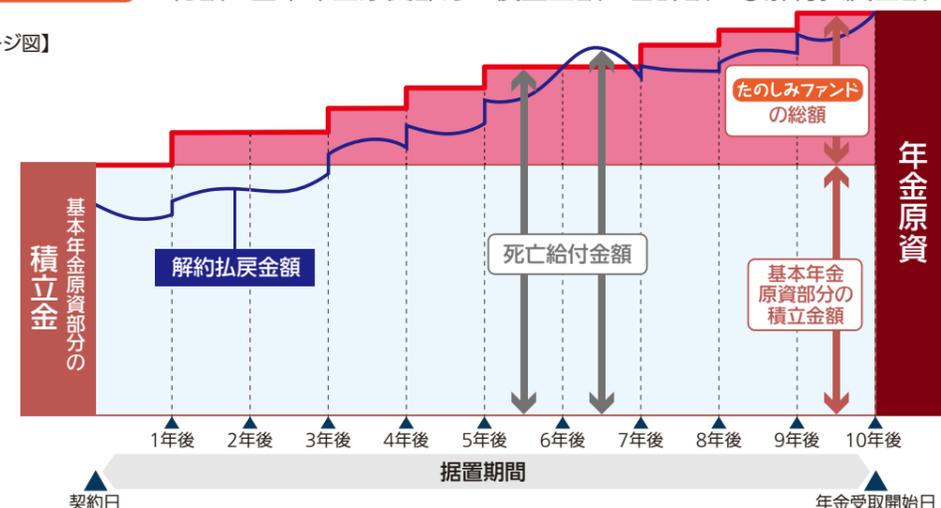
\*減額の場合は、減額する部分の基本給付金額

## ▼死亡給付金について

年金受取開始日前に被保険者が亡くなられた場合、死亡給付金を死亡給付金受取人にお受取りいただきます。死亡給付金額は、被保険者が亡くなられた時点における次のいずれか大きい金額となります。

- ① **たのしみファンド** の総額と基本年金原資部分の積立金額の合計額
- ② 解約払戻金額

【イメージ図】



# べんりな機能

## べんりな機能 1

円で受取る際の為替手数料は無料です。

年金円支払特約を付加することで、一時金や年金を円で受取ることが可能です。

円換算時の為替レートはTTM（対顧客電信仲値）となります。



## べんりな機能 2

積立てた **たのしみファンド** は、好きな時に何度でも引き出すことができます。

**たのしみファンド** の総額（積立金）は、その全部または一部を契約者からのご請求によりお好きな時に引き出すことができます\*。

\*たのしみファンドの総額（積立金）がある場合に限りです。

※一部引き出しの場合の引き出し額は、1,000米ドル/豪ドル以上（100米ドル/豪ドル単位）となります。

※円で受取ることも可能です。その場合の適用為替レートはTTM（対顧客電信仲値）- 50銭となります。



孫がもうすぐ小学校入学だからお祝いであげたいな！



## べんりな機能 3

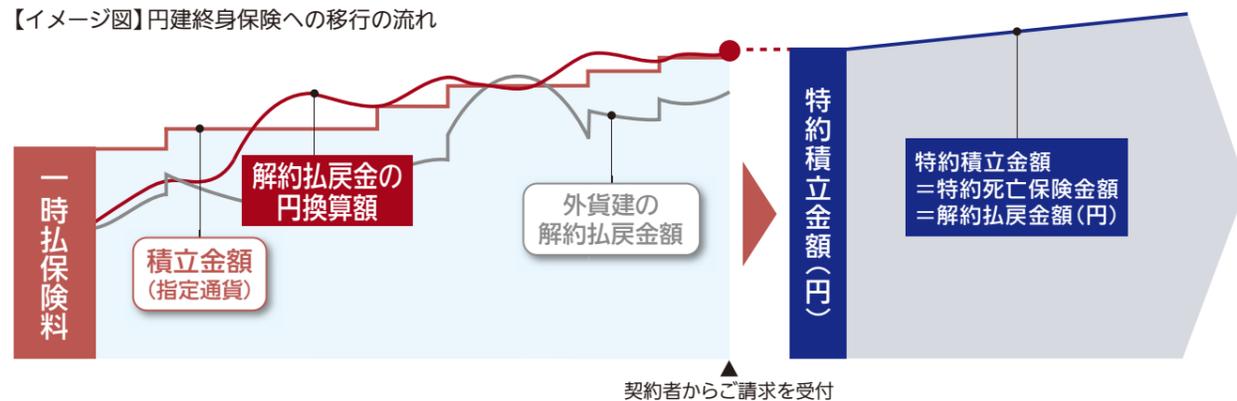
お客さまからの申し出により、据置期間中に円建の終身保険に移行することができます。

ご契約から1年経過以後の据置期間中に、契約者からご請求いただくことにより、解約払戻金の円換算額を円建の終身保険に移行することができます\*。

移行した場合、円建で死亡保障額が確定し、以後の為替リスクはなくなります。

\*終身保険移行特約が付加されます。

【イメージ図】円建終身保険への移行の流れ



※円建終身保険への移行後は、指定通貨建の保障に戻すことはできません。また、指数の上昇に応じたたのしみファンドを加算する計算方法に戻すこともできません。

## べんりな機能 4

積立金を定率の積立に変更することができます。

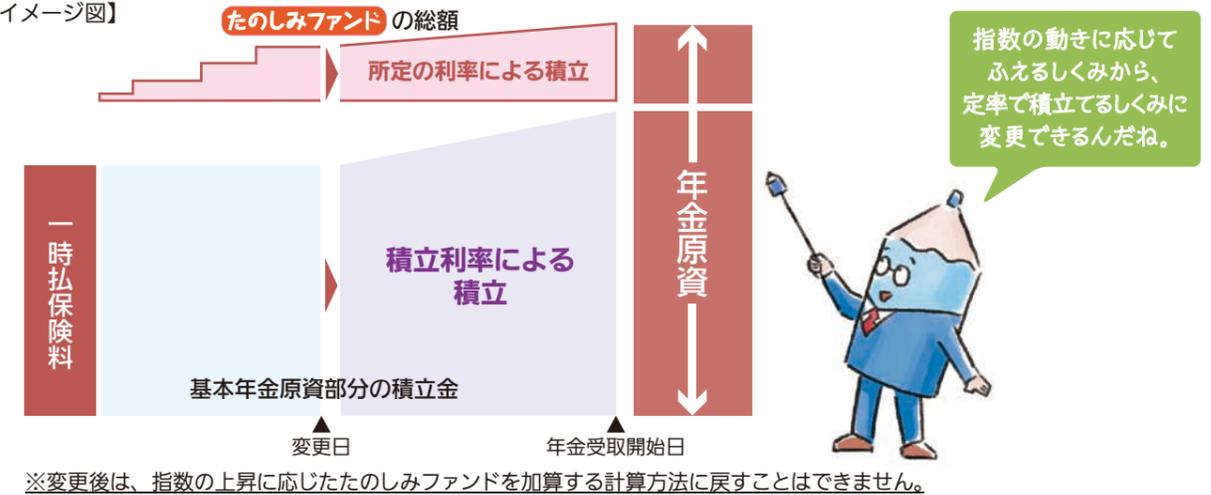
年単位の契約応当日の3ヵ月前から2週間前までの間に申し出ていただくことにより、その契約応当日から、積立金の計算方法を定率の積立に変更することができます。

【変更後の積立方法】

基本年金原資部分：積立利率を適用して積立てます。

**たのしみファンド** の総額：加算分の計算はされません（ニッセイ・ウェルス生命所定の利率で積立てます）。

【イメージ図】



※変更後は、指数の上昇に応じたたのしみファンドを加算する計算方法に戻すことはできません。

## べんりな機能 5

年金受取開始時に、外貨建の終身保険に移行することができます。

年金受取開始時に契約者からご請求いただくことにより、年金原資を外貨建の終身保険に移行することができます\*<sup>1</sup>。また、死亡保険金には相続税の非課税枠があります。

**生命保険金の非課税枠 = 500万円 × 法定相続人数\*<sup>2</sup>**

\*<sup>1</sup> 終身保険移行特約が付加されます。

\*<sup>2</sup> 契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）（相続税法第12条）」が適用されます。

※円建の終身保険に移行することもできます。



税務のお取扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

# ご契約について

責任開始日における年齢ではありません。



## ▼ご契約のお取扱い

契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	据置期間	5年	0歳～90歳
		10年	0歳～85歳
指定通貨	米ドル  ・ 豪ドル		
選択できる指数	日経平均株価(日経225)・S&P 500®・NASDAQ-100® ※契約締結時に選択した指数は、以後変更できません。		
一時払保険料/年金額	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。		
①一時払保険料 (基本給付金額) ※保険料単位: 100米ドル/豪ドル (円入金時は1万円)	最低	20,000米ドル/豪ドル 円入金時:200万円 ※保険料円入金特約付加	
	最高	$10 \text{ 億円} \times \text{ニッセイ・ウェルス生命の定める他の保険契約の基本給付金額等} + \text{今回お申込みの基本給付金額} \leq \text{通算最高限度額 } 10 \text{ 億円}$ ※今回お申込みと同一被保険者が加入したものが対象となります。 ※円換算にあたっては、責任開始日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを用います。	
②最低年金額	1,000米ドル/豪ドル		
年金種類	10年確定年金		
保険料払込方法	一時払のみ(野村証券経由または指定金融機関口座への送金)		
契約者	被保険者の3親等以内のご親族(法人契約可)		
死亡給付金受取人	被保険者の3親等以内のご親族(複数名お選びいただけます) ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただけます。		
年金受取人	契約者または被保険者		
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料円入金特約・円支払特約Ⅱ・年金円支払特約・終身保険移行特約</li> <li>新為替ターゲット特約・保険契約者代理特約・指定代理請求特約</li> </ul>		
クーリング・オフ制度について	この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)の対象となります。ただし、次の場合には、ご契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。 ①申込者等が法人の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合 ②債務の履行を担保するための保険契約である場合		
その他のお取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が入院中の場合は、ご加入いただけません。</li> <li>配当金はありません。</li> <li>指定通貨の変更、据置期間の延長・短縮、基本給付金額の増額および契約者貸付のお取扱いはありません。</li> </ul>		

※上記の範囲内でも、市場金利情勢等により、ご加入いただけない場合があります。

## ▼契約日について

契約日は、責任開始日に応じて次のとおりとなります。

責任開始日	契約日
1日から15日	責任開始日の属する月の翌月 1日
16日から末日	責任開始日の属する月の翌月 16日

# この保険のリスクと費用について

## ▼投資リスク・為替リスクについて

- この保険は、据置期間中の解約払戻金額に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は、外貨建てであるため、為替相場の変動により、年金等の総受取額や年金原資の額が、一時払保険料の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、年金等や年金原資の受取時円換算額が、契約時円換算額を下回ることがあります。

## ▼お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

### 【ご契約時の費用】

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

### 【保険期間中の費用】

年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の1%を上限に年金管理費を積立金から控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。なお、積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用、ご契約の維持に必要な費用および死亡保障に必要な費用を差し引いています。

※終身保険移行特約による終身保険への移行後は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

### 【外国通貨のお取扱いに必要な費用】

外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートとTTM(対顧客電信仲値)\*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート	
保険料を円貨で払い込む場合 【保険料円入金特約】	TTM + 50銭
たのしみファンドの総額(積立金)を円貨で引き出す場合	TTM - 50銭
死亡給付金等を円貨で受取る場合 【円支払特約Ⅱ】	
円建終身保険に移行する場合 【終身保険移行特約】	

\*TTM(対顧客電信仲値)は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記為替レートは、2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※年金円支払特約の付加により、年金や一時支払による年金原資を円貨にてお支払いする場合、為替手数料のご負担はありません。

※保険料を円貨や指定通貨以外の外貨でご用意される際や保険料を指定通貨でお払込みになる際、また、年金等を指定通貨でお受取りになる際やその通貨を円貨に交換してお引出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

### 【解約・減額時にご負担いただく費用(解約控除)】

据置期間中に解約・減額される場合には、契約日から最長10年間は、契約日から解約・減額の計算基準日までの経過年数に応じた解約控除を積立金から差し引きます。

解約控除額は基本給付金額(一時払保険料相当額)\*に解約控除率を乗じた金額となります。

解約控除率は経過年数に応じて7.0%~0.7%となります。くわしくは「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

\*減額の場合は、減額する部分の基本給付金額

# 税金のお取扱いについて

## ▼一時払保険料について

お申込みいただいた保険料は、払込まれた年\*の「一般の生命保険料控除」の対象となります。  
 \*契約日の属する年が基準となります。  
 ※個人年金保険料控除の対象ではありません。

## ▼解約払戻金(解約差益)に対する課税

年金種類	契約後5年以内の解約	契約後5年超の解約
確定年金	20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税

## ▼死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)〈相続税法第12条〉」が適用されます。

## ▼一時金受取(年金原資の一時受取)に対する課税

契約後5年以内	契約後5年超
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、一時受取額に対し贈与税が課税されます。

## ▼たのしみファンドの総額(積立金)からの引き出しに対する課税

引き出した積立金額に相当する保険料が所得計算上の必要経費となります。

- 引き出した積立金額より一時払保険料残額\*が大きい場合：課税されません。
- 引き出した積立金額より一時払保険料残額\*が小さい場合：積立金額と一時払保険料残額の差額に対し、次のとおり課税されます(確定年金の場合)。

契約後5年以内	契約後5年超
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税

\*一時払保険料残額は、一時払保険料から、すでに引き出した積立金の合計額に相当する保険料(基本給付金額を減額された場合は、その解約払戻金額に相当する保険料を含む)を差し引いた金額(マイナスの場合はゼロ)となります。

個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。



## ▼年金に対する課税(契約者=年金受取人の場合)

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時
確定年金	所得税(雑所得)+住民税	所得税(一時所得)+住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に所得税(雑所得)・住民税が課税されます。

※年金受取開始日以後は、「生命保険金の非課税枠〈相続税法第12条〉」の適用はありません。

## ▼税務取扱上の換算基準日と適用為替レート

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱いします。

対象	換算基準日	適用為替レート*
保険料	一時払保険料の受領日	TTM(対顧客電信仲値)
死亡給付金	支払事由発生日(相続税・贈与税の対象となる場合)	TTB(対顧客電信買相場)
	支払事由発生日(所得税の対象となる場合)	TTM(対顧客電信仲値)
一時金受取(年金原資の一時受取)	年金受取開始日(源泉分離課税の対象となる場合)	TTB(対顧客電信買相場)
	年金受取開始日(所得税の対象となる場合)	TTM(対顧客電信仲値)
年金	年金受取日	TTM(対顧客電信仲値)
たのしみファンドの総額(積立金)の引き出し・解約払戻金	必要書類のニッセイ・ウェルス生命到着日(源泉分離課税の対象となる場合)	TTB(対顧客電信買相場)
	必要書類のニッセイ・ウェルス生命到着日(所得税の対象となる場合)	TTM(対顧客電信仲値)

\* ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払い込みいただいた金額となります。

※特約の付加等により円でお受取りになる場合は、ニッセイ・ウェルス生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。



ご注意

- 税務のお取扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 2013年1月1日から2037年12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額×2.1%」が課税されます。

# 「保険契約者代理特約⊕ご家族登録制度」「指定代理請求特約」について

ご契約時に付加できます。契約後はお客さまからのお申し出により中途付加・変更が可能です。特約を付加するにあたり、費用はかかりません。



契約内容を家族にも共有したいな  
契約者が認知症になっても  
かわりに解約の手続きが  
できるのはいいわ

保険契約者代理特約  
⊕  
ご家族登録制度

■ 契約者は、あらかじめ指定された保険契約者代理人と契約内容を共有することができます。契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が困難であると判断される場合などには、**契約者にかわり、保険契約者代理人が**所定の手続きを行うことができます。

※年金受取開始後は「契約者」を「年金受取人」と読み替えます。

保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です\*。

\*財産の帰属先はあくまでも契約者本人であることから、契約者に所得税・住民税が課税されます。

なお、保険契約者代理人の口座で受け取れる金額には制限があります。

## ■ 保険契約者代理人ができるお手続き例

○ 対象となるお手続き	✗ 対象外となるお手続き
<input type="checkbox"/> 保険証券再発行 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 減額・解約 <input type="checkbox"/> 死亡給付金の請求 (契約者が死亡給付金受取人となる場合) 等	<input type="checkbox"/> 契約者・保険契約者代理人・死亡給付金受取人の変更 <input type="checkbox"/> 年金受取人・継続年金受取人・指定代理請求人の指定・変更 <input type="checkbox"/> 指定代理請求人が代理することができる手続き 等

※お手続きの内容によっては保険金等の受取人の同意等が必要となる場合があります (例：解約等の出金を伴うお手続き)。



入院中で意識のない被保険者の  
かわりに年金の請求が  
できるのは安心だね

指定代理請求特約

■ 被保険者が受取人となる年金について、被保険者が年金の請求を行う意思表示が困難であると判断される場合などには、**被保険者にかわり、あらかじめ指定された指定代理請求人が**年金の代理請求を行うことができます。

ただし、年金は指定代理請求人の口座ではお受け取りできません。

## ■ 契約形態により年金を代理請求できる人が異なります。

契約者	被保険者	年金受取人	代理請求できる人	受取口座
A	A	A	指定代理請求人	年金受取人の 口座のみ
A	B	B	指定代理請求人	
A	B	A	保険契約者代理人	

## ご参考 各サービス概要

	いつでも	意思表示が困難な時は	
	契約内容の確認	契約に関する手続きの代理	保険金等の請求の代理
保険契約者代理特約 ⊕ご家族登録制度 契約者のかわり	○	○	○ 契約者が受取人となる場合 (死亡給付金)
指定代理請求特約 被保険者のかわり			○ 被保険者が受取人となる場合 (年金)

※意思能力の確認には、診断書等が必要となります。

## ▼ 保険契約者代理人と指定代理請求人は、以下の範囲内から**1名指定**いただきます。

※死亡給付金受取人や継続年金受取人と同一人とするをおすすめします。

**保険契約者代理人** 契約者と次の関係にある人    **指定代理請求人** 被保険者と次の関係にある人

- ①戸籍上の配偶者    ②直系血族    ③兄弟姉妹    ④同居または生計を一にしている3親等内の親族

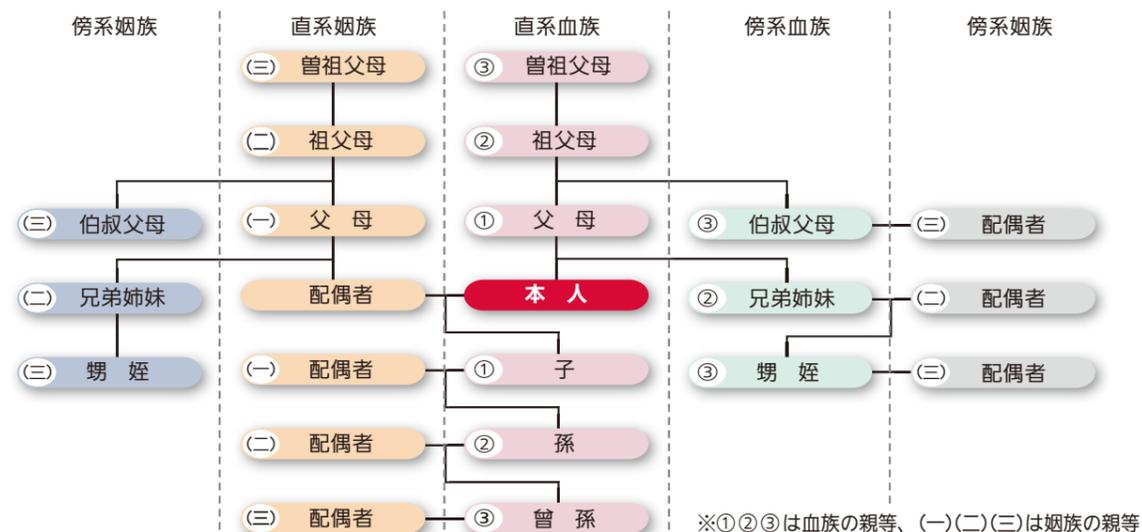
上記のほか、次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人

- ⑤同居または生計を一にしている人    ⑥財産管理を行っている人  
⑦死亡給付金受取人・継続年金受取人    ⑧その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※契約者と年金受取人が異なる契約で年金受取開始している場合は、「契約者」を「年金受取人」に読み替えます。

※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。

## 【親等図】 3親等内の親族については、以下親等図の範囲内となります。



ご注意

- 代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。その他各種お取扱いには制限があります。
- 特約についてくわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。
- 税務のお取扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

## ご検討にあたってご確認いただきたい事項

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて  
公的保険と民間保険の2種類があります。

民間保険は公的保険を補完する面もあることから、  
公的保険の保障内容を理解したうえで、  
必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度に  
ついてはこちら→



## ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員です。

日本生命グループにおける金融機関窓販領域に特化した生命保険会社として、  
シニア富裕層マーケットを中心にお客さまの多様なニーズにお応えする商品・  
サービスを提供しております。

### ■ 高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関  
等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客さまが年金や保険金等  
をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。

これからもお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に  
努め、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

### ■ 沿革

- 1907年 「横浜生命保険株式会社」として営業開始
- 1935年 社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
- 1947年 新会社「平和生命保険株式会社」発足
- 2000年 社名を「エトナヘイワ生命保険株式会社」と改称
- 2001年 社名を「マスミューチュアル生命保険株式会社」と改称
- 2018年 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
- 2019年 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称
- 2021年 日本生命保険相互会社の完全子会社化

# お客さまへの送付書類のご案内

ご契約成立後は、ニッセイ・ウェルス生命より主に以下の書類をお送りいたします。  
**ご契約に関する重要な書類となりますので、お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ大切に保管  
 いただきますようお願いいたします。**

※掲載している各書類は見本であり、発送時期は通常の場合となります。なお、記載内容や発送時期等は将来変更されることがあります。

ご契約  
成立時

## ●保険証券

お申込みから10日目頃までに、ご契約者宛に簡易書留にてお送りします。

### ■保険証券用封筒



### ■保険証券

契約者	2213444	被保険者	
契約者住所		被保険者住所	
契約者生年月日		被保険者生年月日	
契約者性別		被保険者性別	
契約者職業		被保険者職業	
契約者収入		被保険者収入	
契約者健康状態		被保険者健康状態	
契約者家族構成		被保険者家族構成	
契約者年金受取状況		被保険者年金受取状況	
契約者死亡保険金		被保険者死亡保険金	
契約者解約戻金		被保険者解約戻金	
契約者特約		被保険者特約	
契約者備考		被保険者備考	

### ■生命保険料控除証明書

所得区分	課税区分	控除額	控除率
1	1	100%	100%
2	2	50%	50%
3	3	30%	30%
4	4	20%	20%
5	5	10%	10%
6	6	0%	0%

▶ご契約内容が記載されておりますので、**申込内容と相違していないかご確認のうえ、大切に保管してください。**

## ●連動率決定のお知らせ

ご契約日以降速やかに、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。

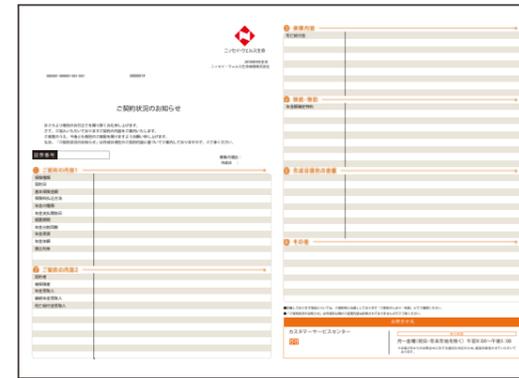
<p>ご契約日以降速やかに、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。</p> <p>連動率決定のお知らせ</p> <p>日頃よりご契約の引立てを賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>ご契約の個人年金受取につきまして、ご契約の開始日において、ご契約の個人年金受取の連動率を決定いたしました。ご契約の個人年金受取の連動率は、ご契約の開始日より、ご契約の個人年金受取の連動率を決定いたしました。ご契約の個人年金受取の連動率は、ご契約の開始日より、ご契約の個人年金受取の連動率を決定いたしました。</p>	<p>999999</p> <p>作成日</p> <p>契約者</p> <p>被保険者</p> <p>契約日</p> <p>保険種類</p> <p>次回の契約開始日において、ご契約の個人年金受取の連動率を決定いたしました。</p> <p>※「契約開始日」は、ご契約の開始日（ご契約の開始日）を指します。その後の契約開始日において、ご契約の個人年金受取の連動率を決定いたします。</p> <p>ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社        カスタマーサービスセンター フリーダイヤル        受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前：00～午後：00        ※お電話でのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。</p>
---	---

▶ご契約後も、据置期間中は毎年の契約応当日後にお送りします。

据置  
期間中

## ●ご契約状況のお知らせ

毎年の契約応当日の翌月末に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。



▶ご契約の積立金額・解約払戻金額等をご確認いただけます。

年金受取  
開始時

## ●年金お支払いのご案内

年金受取開始日の3ヵ月前に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。



▶年金受取の予定（受取回数・受取日・年金額等）をご確認いただけます。

年金受取  
期間中

## ●年金お支払い状況のお知らせ

毎年12月または翌年1月に、年金受取人宛に普通郵便にてお送りします。

※12月にお受取りの可能性があるご契約については、翌年1月にお送りします。



▶毎年1月～12月にお支払いした年金額、必要経費等をご確認いただけます。  
 ▶税務の申告時にご活用いただけます。

掲載書類やお手続きに関するお問合せは



ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター  
 ☎ 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

